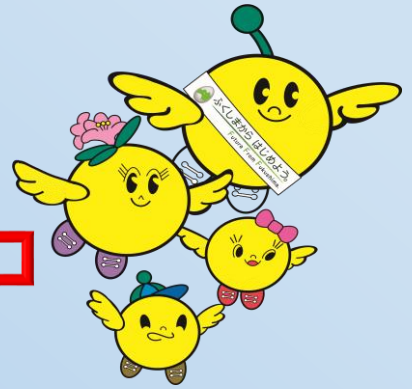


# 福島県 ハラスメント等相談窓口 を設置しました!



## 1 設置目的

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、市町村や消防本部には相談しにくい、相談したが適切に対応してくれなかったなどの場合に備えて設置いたしました。

## 2 対象者

ハラスメント等を受けたと考える消防職員の方だけでなく、その御家族、上司、同僚の方など広くご相談いただけます。

### 相談内容 (例)



上司から暴力行為を受けたが、これはパワハラに当たるのではないかな。

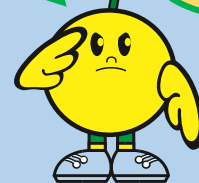
消防本部にセクハラ相談をしたが、相談に乗ってくれなかった。

消防職員である配偶者がパワハラに悩んでいるが、どうしたらいいかな。

相談者からの相談に対して助言を行うほか、相談者の要請や同意があれば

- ・関係消防本部等へ相談内容を情報提供します。
- ・県では、直接、消防本部等を処分することは出来ませんが、関係消防本部等から過去の経緯を聞き取った上で、関係消防本部等へ適切な対応を取るよう助言します。
- ・相談内容について公表することはありません。

### 相談後の 対応



## 3 情報の秘匿性の確保

相談は匿名で行うことも出来ます。また、関係消防本部等への情報提供を行うに当たっては、相談者の方に、どこまで情報提供をしてもよいのかなどの確認を行い、相談者の方が不利益な取扱いを受けないよう十分配慮します。

## 4 設置場所・連絡先

本窓口は、福島県危機管理部消防保安課内に設置しています。御相談の際は、下記の連絡先に電話してください。

対応時間：平日8：30～17：00（12：00～13：00）を除く

電話番号：024-521-7719

※電話の際は、「ハラスメント相談等を行う旨」をお伝えください。

なお、電子メールでも相談を受け付けておりますが、相談内容について詳細に把握するため、こちらから電話をおかけすることとしています。必ず、電話番号及び御都合の良い日時（原則として対応時間内）を記載の上、下記メールアドレスへ御連絡ください。

E-mail: [kensyoubou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kensyoubou@pref.fukushima.lg.jp) (専用アドレス)